特定非営利活動法人ひまわり倶楽部

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条　この規定は、特定非営利活動法人ひまわり倶楽部（以下「法人」という。）定款第16条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

（役員）

第2条　この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

（報酬）

第３条　この法人は、役員は、無給とする。

（適用除外）

第４条　職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

（改正）

第５条　本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

１．この規程は令和３年５月１日から施行する。